



2026 年 8 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 松本 成一郎
電 話 03 (3779) 8058

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2027 年 1 月 12 日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 366,220 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,194 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	437,266,680 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の常務執行役員 6 名 15,600 株 当社の執行役員 12 名 15,120 株 当社のゼネラルマネージャー(従業員) 49 名 36,750 株 当社のシニアマネージャー(従業員) 143 名 71,500 株 当社の一般従業員* 909 名 227,250 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

*：一般従業員は当社の正社員・嘱託社員・専任社員・専門正社員 3 等級の従業員を対象とする

2. 処分の目的および理由

当社は、2022 年 8 月 17 日開催の取締役会において、当社の常務執行役員、執行役員および従業員（以下「対象従業員等」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等については、以下の通りです。

【本制度の概要等】

対象従業員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の 1 株当たり払込金額は、本割当株式の

割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員等に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員等は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本日、当社取締役会の決議により、対象従業員等 1,119 名に対し金銭報酬債権合計 437,266,680 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象従業員等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 366,220 株を割当てることといたしました。対象従業員等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象従業員等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象従業員等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2027 年 1 月 12 日～2030 年 1 月 11 日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象従業員等は割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象従業員等が、定年退職もしくは死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位から退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。

（3）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間中、当社または当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれの地位からも途中退任または退職（定年退職および死亡を除く）した場合には、当社は、当然に割当対象者が保有する本割当株式全部を無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除

されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象従業員等は当社が予め指定する金融商品取引業者（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月18日（当社取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,194円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上